

## 令和7年6月清須市議会定例会会議録

令和7年6月13日、令和7年6月清須市議会定例会は、清須市議会仮設議事堂（清須市五条川防災センター）に招集された。

### 1. 開会時間

午前9時30分

### 2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部享
13番	岡山克彦	14番	林真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

### 3. 欠席議員

なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫
副	長	葛	谷	賢	二
教	育	天	埜	幸	治

企 画 部 長	岩 田 喜 一
総 務 部 長	林 智 雄
危 機 管 理 部 長	飯 田 英 晴
市 民 環 境 部 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 長	丹 羽 久 登
会 計 管 理 者	檜 本 雄 介
教 育 部 長	石 黒 直 人
監 査 委 員 事 務 局 長	辻 清 岳
企 画 部 次 長 兼 人 事 秘 書 課 長	岡 田 善 紀
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	服 部 浩 之
総 務 部 次 長 兼 財 产 管 理 課 長	所 邦 治
危 機 管 理 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長	舟 橋 監 司
市 民 環 境 部 次 長 兼 保 险 年 金 課 長	浅 野 英 樹
市 民 環 境 部 次 長 兼 产 業 課 長	梶 浦 庄 治
健 康 福 祉 部 次 長 兼 児 童 保 育 課 長	吉 野 厚 之
健 康 福 祉 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	古 川 伊 都 子
建 設 部 次 長 土 木 課 長	前 田 敬 春
教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
教 育 部 次 長 兼	
学 校 給 食 セン ター 管 理 事 務 所 長	吉 田 剛
企 画 政 策 課 長	神 野 満 裕
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規

#### 5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 勿 局 長	後 藤 邦 夫
議 会 事 勿 局 次 長 兼 議 事 調 査 課 長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 課 長 補 佐 兼 係 長	岡 田 一 実

#### 6. 会議事件は、次のとおりである。

日程第 1 議案第 33 号 清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 2 議案第 34 号 清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

日程第 3 議案第 35 号 動産の取得について

日程第 4 議案第 36 号 令和 7 年度清須市一般会計補正予算（第 1 号）案

日程第 5 議案第 37 号 令和 7 年度清須市水道事業会計補正予算（第 1 号）案

日程第 6 発議第 3 号 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書  
(案)

日程第 7 発議第 4 号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）

( 傍聴者 0 名 )

( 時に午前 9 時 30 分 開会 )

議長（成田義之君）

皆さん、おはようございます。

令和 7 年 6 月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

本日、長谷川建設部長から欠席の届出が提出されています。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

本日、議題としております各議案については、6月6日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題として質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑の回数及び時間につきましては、議会申合せ事項第47号の規定により、一般質問と同様となっております。

日程第1、議案第33号から日程第5、議案第37号までを一括議題といたします。

去る6月10日までに、お一人の方より議案に対する質疑の通告書が提出されており、発言を許可いたします。

なお、議員の質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方法でお願いいたします。

それでは、加藤議員の議案に対する質疑を受けます。

加藤議員。

< 15番議員（加藤光則君）登壇 >

15番議員（加藤光則君）

おはようございます。

議席番号15番、加藤光則です。

私は、議案第34号「清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案」についてと議案第37号「令和7年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案」について質疑を行わさせていただきます。

1番目、議案第34号「清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案」についてであります。

「名古屋市の水道料金の改定に鑑み、市民の水道料金の均衡を保つため、水道料金の改定等を行なう」と概要に書かれています。

そこで、以下、伺います。

①、基本水量制（1～6 m<sup>3</sup>）の廃止により、影響を受ける世帯（件数）について。

②、下水道の使用料は、使用した水（上水道の使用料）を排水したとみなして課金されるが、上下水道トータルでの住民の負担については、どのように考えるのか。

③、水道料金の改定で、少量使用者への負担増加が懸念されます。名古屋市の水道料金改定に当たり、清須市としての料金体系の検討をどのように行ったのか。

二つ目であります。

議案第37号「令和7年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案」について。

①、無形固定資産購入費528万円の中身について伺います。

②、水道料金の改定による給水収益の補正が660万円となっていますが、基本水量の廃止及び従量料金の区分の追加による補正額の算定について、使用量別に伺います。

以上であります。

御答弁よろしくお願ひします。

議長（成田義之君）

はじめに、1の①の質疑に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

上下水道課、伊藤でございます。

よろしくお願ひいたします。

1の①にお答えいたします。

基本水量制の廃止により影響を受ける世帯は、令和7年2月、3月分の料金件数3,959件のうち、769件となります。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

一つずつお伺いしたいと思います。

今3,959件と言われたわけですが、給水人口が8,500件でありますて、一般用

が概要に載っておった説明の中で足すと3, 929件で、業務用が26件であります。

それで、少し計算が余るのは、まずどういうことかお伺いします。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

計算が合わないとおっしゃいますと。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

件数の今3, 959と言われたもんですから。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

3, 955件でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

分かりました。

それでですね、今、影響が受ける世帯が出たわけであります。現行制度は、基本水量として最小 $6\text{ m}^3$ まである程度の定額料金が含まれていた。さらには、使用料が $6\text{ m}^3$ 以下の家庭は、従量料金が適用されるのは $6\text{ m}^3$ を超えてからでありますので、料金負担が比較的軽かった、これが今までの制度だと思うんです。これが、改定後は基本水量が廃止されると、使用したら $1\text{ m}^3$ からすぐに従量課金が発生するわけです。となると、例えば $3\text{ m}^3$ とか $4\text{ m}^3$ とか $6\text{ m}^3$ 以下の人方が $1\text{ m}^3$ から料金を払うことになって、従来よりも高くなるケースが出てくるのでは、という非常に懸念をするわけでありますが、その辺はどういうふうに見られておるか、お聞きしたいと思います。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

料金体系につきましては、清須市の料金体系は③のとこでもお答えするんですけれども、名古屋市の料金に合わすという形で、清須市と旧春日町の合併の協定書の中でもうたわれておりますので、市民の負担の公平を図るために、清須と春日町が合併した時から名古屋市の料金体系と合わせておりますので、今回、名古屋市の料金体系が改定されたことに伴って、うちの料金体系も当然変えなきやいけないということで、変えるものでございます。

物価高騰の折、料金が上がることに対しましては、当然、皆さんに御負担いただくことは心苦しいとは思うんですけども、水道事業に関しましても物価高騰の影響を受けておりまして、大変苦しい状況ですので、その辺りは今後の水道事業の整備等必要なことに使っていかなくてはいけないものですから、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

今言われたことは受け止めて、また後で、③のとこでもう少し掘り下げてやりたいと思います。となると、今、影響受ける可能性がある層、6m<sup>3</sup>以下のところ、ここの方々というのは、私は単身者とか高齢者の一人世帯等だと思うわけですけれども、その辺は十分認識はされておるでしょうか。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

節水に心がけてみえる方だということでは、認識はしております。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

もう一方で、先ほど影響ということでお聞きしたものですから、使用水量が少ない場合の従量料金の引下げと、もう一つ、多い場合は従量料金を引き上げるということも書かれております。その中で、影響を受けた方々を引き下がる世帯と引き上がる世帯を分けると、どういうふうに今つかんでみえるのか、お聞きしたいと思います。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

引き下がる世帯につきましては、基本的にございません。基本料金が上がっておりますので、トータルすると上がる世帯が多いです。ただ、基本料金と従量料金を分けて考えますと、従量料金が若干お安くなる世帯は少しおみえになります。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

そうするとですね、使用水量が少ない場合の従量料金の引下げと、多い場合は従量料金を引き上げるということで説明されておるけれども、引き下がる世帯はないんだという認識のほうがいいかなと思うわけですけれども、清須市が名古屋市に水道供給を依存している関係上、料金制度を整合させる必要があるという事情は、非常に理解はできるわけであります。

ただ、その一方で、少量利用者の影響に配慮した何らかの経過措置や減免策がなければ、弱い立場の利用者にとっては厳しい改定となるということをまず①のところで指摘しておきたいと思います。

②の回答をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の②の質疑に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

上下水道課、伊藤でございます。

②についてお答えいたします。

下水道使用料は、昨年度末に改定しました経営戦略に記載されているとおり、料金改定を前提とせず事業を行っていく方針であります。

水道事業につきましては、節水器具の普及に伴う水道料金収入の伸び悩みに加え、老朽化施設の更新、災害に強い施設の再構築などが必要となる一方、物価高騰が経営に大きな影響を与えています。

物価高騰の中、料金改定に伴い市民の皆さんの負担が増えることは大変心苦しいところでございますが、水道施設を着実に整備していくことで、将来にわたって安心に水道を使っていくため

に必要なものだと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

これも①と同じように、物価高騰ということと経営上、仕方がないんだという御答弁だったと思ひます。

上水道料金の改定というのは、少量使用者、先ほども言いましたが、生活弱者の負担増加は非常に懸念されるわけですが、下水道使用料は、経営戦略できちつとうたわれて、引き上げないとということになっておるということを言われたわけですけれども、水道使用料を基にした従量課金制が適用されておるもんですから、上水道料金の改定によって、全体として水道料金が増加することが予想される。先ほども言われたわけですけれども、となると、上下水道トータルで住民の負担を考慮していくことが私は求められるのではないかと思うわけであります。

少量使用者への影響、これは節水という言葉もあったわけですけれども、物価高騰の折、節約はもちろんですけれども、特に高齢者や一人住まい世帯の方々が、非常に負担が増加することが懸念される。こういう世帯に対しての支援が必要。または、負担軽減策の検討ですね、上下水道トータルでの住民負担、これをどう考えるかというのが、上水道の問題であるけれども、下水道に関しても考えていかなければ課題であると思うわけであります。特に生活弱者や少量使用者世帯への影響を最小限に抑えるために、適切な配慮と支援策が講じられることが非常に大事だと思いますけれども、これに合わせて何か検討というのは、昨年、経営戦略等を新たに出されたわけですけれども、また新たにこういう課題が出てくる中での検討というのは何かなされましたでしょうか。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

上下合わせて考えているんですけども、下水に関しては、現在、下水道使用料、整備中ですので、どんどんこれから整備するに当たって使用料は増えていくということで、その中で下水道使用料の値上げをしないという形で考えたんですけども、水道に関しては、当然、今、水道事業は苦しい状況ですので、これはうちだけではなく名古屋市も苦しい状況ということで、

当然、今回の料金改定になったと思うんですけれども、そういった形で今後、社会情勢によって、またどんな状況になるか分かりませんので、その都度対応は考えていかないとと思っております。  
以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

今の物価高騰、経営上も苦しいわけですけれども、市民生活も苦しいわけですので、その都度対応を考えていかなければという共通認識があるわけありますので、しっかりその辺は市民の目線で考えていただきたいと思います。

3番目をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の③の質疑に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

上下水道課、伊藤でございます。

③の質問にお答えいたします。

本市の水道料金は、旧春日町との合併協定書の内容に基づき、市民負担の公平を図るため、名古屋市上下水道局の料金体系に統一しています。今回、名古屋市上下水道局が料金体系を改定したことにより、本市の料金体系を合わせたものです。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

①でも若干言われたわけですけれども、料金改定だからということでは分かるわけですけれども、水道料金というのは市民生活の中でも影響が非常に大きいというのは、従前の課長の御答弁の中からも私の共通認識と一致するものであります。本市は、春日で言えば県営水道の料金改定と、それから、春日以外で言えば名古屋市上下水道局からの料金改定があって、名古屋市の料金と統一しておるんだということがあるわけですが、言われたからやっておったという認識はあるわけですけれども、今回の改定に当たり、どういうふうに検討が進められたかということが、私は非常に重要なと思うわけであります。

名古屋市の送水側から清須市の受水側へ料金改定の案内が文書か何かで通知されるわけですが、事務的対応で予算措置、この今日も挙げられておるわけですが、府内決裁されるのか、自動的に従うだけなのか、この辺はどういうスタンスで臨まれて、どういう形で進められてきたのかお伺いします。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

料金体系につきましては、合併時から名古屋市に合わせるということになっておりますので、名古屋市の改定に合わせて当然改定するものとして認識しております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

その辺は認識しておるわけですけれども、先日は、例えば名古屋市水道事業の電力高騰に伴い、今言わされたような非常に厳しい経営状況にあるから、名古屋市の一般会計が補助を受けることからですね、清須市でも電力高騰に係る経費を負担するということで、先だっては434万3,000円予算化されて執行されたわけであります。名古屋市が言うと従うだけなのかどうなのかということでお聞きしたわけですけれども、例えば名古屋市との契約や合意はどうなっているのかということを聞きたいわけであります。

これは、いろいろなところを見ても我々には見えてこないんですよね。契約は供給量や料金、さらには、水の品質ですね、その基準、これは明確に定められなければならないし、定められておると思うわけであります。双方の権利と義務を法的に規定していく、こういったものもあると思うわけですけれども、そういう中で、名古屋市と給水側の清須市との合意で決まるわけですけれども、そういう場合は持たれたんでしょうか。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

春日以外の清須市につきましては、今は名古屋市上下水道局の給水区域になりますので、当然、名古屋市が給水を行う義務がございますので、名古屋市の料金改定に当然合わすものでございま

すけれども、清須市春日地区につきましては、清須市単独で事業を行って、清須市が水道供給を行っていくことになっておりますけれども、ただ、名古屋市と清須市の料金体系を合わせていくことにつきましては、合併時のお約束で決まっておりますので、これは当然合わせていかないとと思っておりますので、ただ、清須市独自で考えようというようなことがありますと、清須市独自で算定すると料金体系がかなり高くなってくるようなこともございますので、そういったことは、取りあえず今は考えずに、名古屋市と合わせて、将来的には名古屋市への移管が春日地区の水道にはございますので、そういった移管をスムーズにするためにも、当然料金は合わせていかないとと思いますので、そういったことで料金は考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

仕方がないんだということを言われておるのはよく分かるわけですけれども、物でも売るほうと買うほうがあるわけで、お互いが合意に基づいて取引が成立するわけであります。

清須市は名古屋市からの供給を一方的に受け入れるだけの立場ではないはずでありますので、契約や協議の枠組みについて正当な意見や要望を伝えていくということは可能だと思うわけですし、可能だけじゃなくて必要だと思うわけであります。そして、それが機能するような関係、これを築いていくということが今後のことにもつながっていくと思いますので、ぜひ、その辺を十分捉えていただいて対応していただきたいということを言っておきます。

それから、近年、物価高騰や年金生活の方々の生活が非常に不安な中で、生活の中で、先ほど課長が言われたように、節約を強いられる状況が続いているわけであります。もちろん水道料金の負担が増えることは生活に直接影響を及ぼしていく本当に大きな課題であり、問題だと思うわけであります。水の使用量が比較的少ない世帯、特に高齢者の単身世帯ですね、節水に努められている市民に対しては、実質的な負担増となることが懸念されるわけですけれども、この辺については、例えば何か検討されたのか、名古屋市のほうを向いて何か自分で思うことがなかったのか、お聞きしたいと思います。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

現在、うちの水道事業につきましても、老朽化施設の更新等が大きな課題となっております。これを着実に進めていくためには、やはり料金収入を上げることが必要だということで前から思っておりまして、今回、名古屋市も将来のことを思って料金を改定するということでお聞きしておりますので、これは当然、将来に向かってお水を配っていく必要がございますので、料金を上げずにそのままの中で整備等ができるかと言われると、当然、今の状況ではできませんので、将来に向かってお水を配っていくことは非常に大事だと思いますので、そういうことを考えて、今回は料金改定を考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

何度も同じような話になって申し訳ないですけれども、単身世帯や高齢世帯は生活が本当に大変な世帯もあるわけであります。今回、基本水量のところが廃止となるわけであります。名古屋市では、低所得者や高齢者世帯を対象に水道料金の減免制度、こういったものがあるわけであります。福祉部門が所管しているようですが、本市の水道事業の設置等に関する条例第2条には、「公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」、こういうふうに記されておるわけでありますので、福祉的分野からでも水道事業というところを見て、どう考えていくのかということが必要だと思うわけであります。その辺を指摘しておきたいと思います。

ぜひ、名古屋市のほうを向くなら、名古屋市にある福祉政策としての水道料金の減免制度、これを導入していただきたいということをここで述べておきたいと思います。

次の回答をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の①の質疑に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

上下水道課、伊藤でございます。

2の①にお答えいたします。

無形固定資産購入費につきましては、料金改定に伴う水道料金システムのプログラム改修費となります。

取得済資産に改良・改造を加える場合で、取得価格が10万円以上かつ資産の耐用年数が延長

される又は機能が増強される場合は、固定資産として計上することになります。

今回は、今後の料金計算に適用されることから、長期にわたり効用をもたらすことから、これに該当するため、ソフトウェアとして資産計上し、後年度に減価償却により費用化するものでございます。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

うちの場合は無形固定資産、ソフトウェアの料金システムの改修だということで理解しました。親元については分からんわけですね。ここの無形固定資産というのは、それだけじゃなくて水利権とか取水権とかいろいろ関わってくる問題もありますので、一応お聞きしたわけですが、そういう割り算をされた額ではないということは認識しました。

二つ目へ行ってください。

議長（成田義之君）

つぎに、2の②の質疑に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

2の②にお答えいたします。

今回の補正額の660万円の算定につきましては、過去3か年度の実績を新料金に置き換え算定しております。

今回の補正金額は半期分となり、基本料金分が612万7,000円、従量料金分が47万3,000円となります。

使用量別では、0m<sup>3</sup>が35万円、1m<sup>3</sup>から12m<sup>3</sup>までが112万7,000円、13m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>までが65万7,000円、21m<sup>3</sup>から40m<sup>3</sup>までが141万4,000円、41m<sup>3</sup>から60m<sup>3</sup>までが45万円、61m<sup>3</sup>以上が260万2,000円となり、合計で660万円となります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

ちょっと早かったので、後からメモをください。

それで、今お聞きした中で、半期分だということで、従量料金のところは47万円と冒頭言わされたように思うわけですけれども、その辺で、最初の従量料金分の追加ということと基本水量分の廃止という中で、やはり冒頭言わされたように、値上げの方が多いということになるかと思うわけあります。

それでですね、3か年シミュレーション、型にはめてやつたらこういう形になったんだよということ、それから、中身についても改めて調べていただいたわけであります。全体としては従量で47万円、あとは料金改定によるものだということだと思うわけです。

市長にちょっとお聞きしたいわけであります。

水道というのはライフラインで、なくてはならん大変大事なものだということは十分認識されておると思うわけでありますが、物価高騰の折、今、時限的ではありますが、全国の自治体、東京もそうですが、交付金等を使って、水については一時期無料にせないかんというぐらい、水というのは大事なものになってきているわけであります。

今、本当に非常に物価高騰で、生活弱者、少量使用者の世帯への影響を懸念するわけありますが、今回660万円、されど660万円でありますけれども、試算されたわけですが、対象となる世帯の分類等をお聞きになって、先ほども名古屋市の例を言ったわけですけれども、市としても対応していくことが必要じゃないかと思うわけですが、その辺は市長、どのようにお考えでしょうか。

議長（成田義之君）

永田市長。

市長（永田純夫君）

水道に関しては、旧清須市は名古屋市の水道、旧春日地区は単独事業ということで今までやつてきているわけですけれども、正直、料金は上げたくないんですけども、上げないと、要は不公平になるわけなんで、どうしても上げざるを得ないということなんんですけども、今回、名古屋市の引上げ率については、御案内のように県水も上がっていますので、ほかの市町も水道料金はずっと上げてきているわけなんですけども、名古屋市の引上げ率については他の市町村よりも低い設定だというふうな報告は受けています。

単独でうちの水道事業、県水の引上げ分を加えてやっていくと、この値上げ分では済まないという報告も受けておりますけども、何よりも公平ということが大前提でありますので、このよう

な形にさせていただきました。

御質問の何か補助とか、そういうのはないかということでございますけども、それを春日地区だけやるということになると、これはまた不公平になるわけなので、名古屋市がやってくれれば、それに合わせてうちもやりますけれども、名古屋市が軽減措置をやらないということであれば、それはうちはやっぱりできないということなので、水道料金以外の部分で何かそういうことについては、今までも取り組んでいるところでございますので、水道料金につきましては名古屋市の料金に合わせるということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

繰り返しますが、名古屋市のほうは、福祉部門で水道の担当といろいろつないで、申請があればいろいろ減免措置が講じられているようですので、どうしても水道事業の会計ですので水道だけ見てしまいますが、福祉部門と連携しながら名古屋市はやってみえる。高齢者とか低所得者とか、いろんなところの減免制度がありますので、ぜひ一度研究していただきて、清須市も名古屋市と同じ水道料金体系であれば、同じような制度でそういった困った人たちのライフラインを守っていくということも必要かと思いますので、ぜひ検討いただきたいということを申し述べておきます。

何度も繰り返しますが、生活弱者や少量使用者世帯への影響を最小限に抑えるために適切な配慮と支援策講じていくことが大事だと思いますので、伊藤課長は、「私は水道事業を守っていくことで計算上、独立採算もやっていかないといけない。」ということは何度も言われましたので分かりますけれども、公共の福祉の増進という立場から福祉部局との連携も図っていただきながら、こういった改定に当たっては、問題意識をみんなに持つてもらうということが大事だと思うわけですけども、最後にそのことをお願いすると同時に、課長のほうから何かありましたら、ここでお話しitただければと思います。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

上下水道課、伊藤です。

福祉部門との協議・調整等は当然必要になってくると思うんですけれども、議員おっしゃっております福祉部門での軽減措置等を考えますと、名古屋市はうちの市民のデータを持っておりません。そうすると、名古屋市のほうでうちの市民の情報を取り込む等のシステム構築、こういった形で当然費用が発生します。うちのほうも費用が発生します。こういった費用のことも考えますと莫大なお金がかかってくるということで、そういったものを逆にうちの資産投資、整備のほうに回して、とにかくお水を皆さんにお届けすることが必要だと思いますので、安心してお水を使っていくためには、老朽管の更新等施設の改修、そういったことの費用が必要になりますので、そういうことも含めて皆さんに水を提供していきたいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

具体的に何が課題かということを課長のほうから述べていただきましたので、今、共通認識になりました。本当に莫大な費用がかかるのかどうかも含めて、市民の本当に大切なライフラインでありますので、こういった課題があって、これをどうやって進めていくかというところを真剣にもう一度議論していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（成田義之君）

以上で、議案質疑を終了いたします。

議案質疑が終わりましたので、次のとおり、各議案を各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第1、議案第33号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第2、議案第34号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第3、議案第35号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第4、議案第36号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第5、議案第37号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第6、発議第3号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第7、発議第4号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

なお、次回の本会議は、6月26日木曜日午前9時30分から再開いたします。

早朝より御苦労さまでした。

( 時に午前10時2分 散会 )